# 外国人労働者雇用実態調査結果報告書

#### 1 調査概要

#### (1) 目的

県内企業の外国人労働者の雇用実態及び日本語学習環境等を含む生活状況に関するニーズを把握 し、本県の労働施策及び外国人支援に関する基礎データを収集する。

# (2) 実施主体

公益財団法人岩手県国際交流協会

# (3) 調査方法等

#### ア対象

岩手県内 3,000事業所(抽出調査)

※ 地域振興圏、業種、事業規模に偏在が生じないよう抽出。

# イ 有効回収数 (率)

1.795事業所(59.8%)

### ウ 調査方法

郵送によるアンケート調査 (委託先:株式会社東京商工リサーチ盛岡支店)

# 工 調査基準日

令和元年6月30日

#### 才 調査実施期間

令和元年7月1日~8月9日

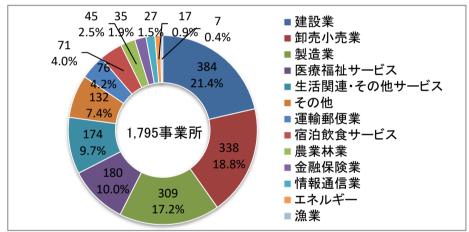
# カ 調査項目

- (ア) 外国人労働者の雇用状況
- (イ) 外国人労働者の日本語学習
- (ウ) 地域住民との交流・問題発生時の相談先
- (エ) 外国人労働者の継続雇用
- (オ) 外国人労働者の必要性

# 2 調査結果

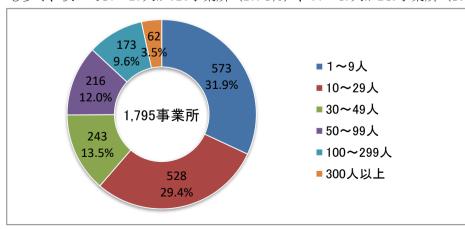
# 問1-1 基本事項(業種)

本調査で回答いただいた主な業種は、建設業384事業所(21.4%)、次いで卸売小売業338事業所(18.8%)、製造業309事業所(17.2%)の順となった。



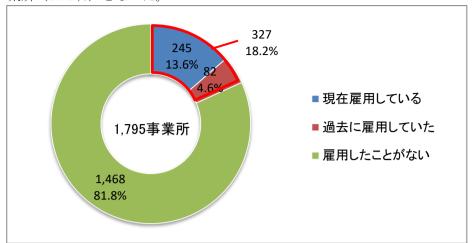
## 問 1-2 基本事項(従業員数)

本調査で回答いただいた事業所の(従業員数)は、従業員数1~9人が573事業所(31.9%)と最も多く、次いで10~29人が528事業所(29.4%)、30~49人が243事業所(13.5%)の順となった。



### 問1-3 基本事項(外国人労働者の雇用状況)

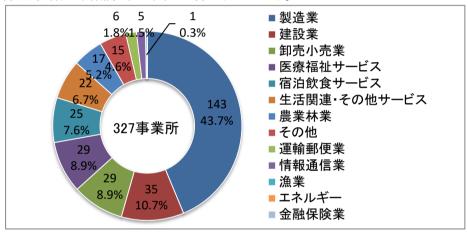
外国人労働者の雇用状況については、「現在雇用している事業所」が245事業所(13.6%)、「現在は雇用していないが過去に雇用していた」が82事業所(4.6%)となり、両者を合計すると327事業所(18.2%)となった。



参考:厚生労働省岩手労働局「外国人雇用状況の届出状況」(平成30年10月末現在、以下「岩手労働局統計」という。)における県内の外国人雇用事業所数は808事業所となっている。

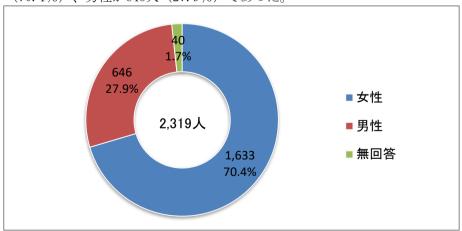
注:業種別外国人労働者雇用事業所の状況

業種別には、製造業が143事業所(43.7%)と最も多く、次いで建設業35事業所(10.7%)、 卸売小売業29事業所(8.9%)の順となっている。



# 問2-1 雇用状況(外国人労働者の人数)

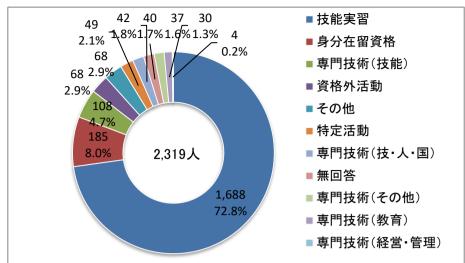
本調査において、岩手県内での外国人労働者の人数は、2,319人であり、女性が1,633人(70.4%)、男性が646人(27.9%)であった。



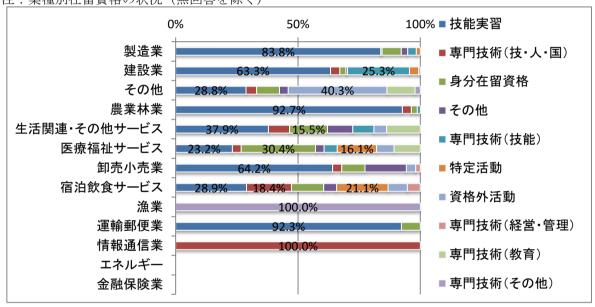
参考:岩手労働局統計では、岩手県内の外国人労働者の雇用人数(届出数)は、4,509人となっている。

# 問2-2 雇用状況(外国人労働者の在留資格)

外国人労働者の在留資格別では、「技能実習」が1,688人 (72.8%) と最も多く、次いで「身分に基づく在留資格 (永住者、日本人の配偶者等)」185人 (8.0%) となった。

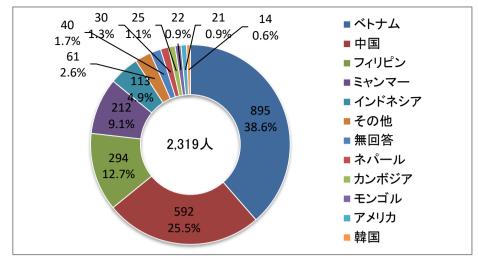


注:業種別在留資格の状況 (無回答を除く)

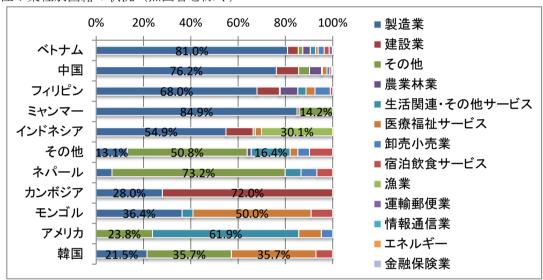


### 問2-3 雇用状況(外国人労働者の国籍)

外国人労働者の国籍については、ベトナムが895人(38.6%)と最も多く、次いで中国592人(25.5%)、フィリピン294人(12.7%)、ミャンマー212人(9.1%)の順となった。

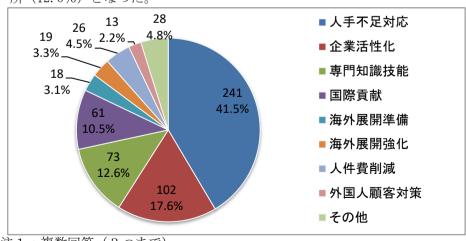


注:業種別国籍の状況 (無回答を除く)



#### 問2-4 雇用状況(雇用動機)

外国人労働者を雇用した動機については、「人手不足に対応」が241事業所(41.5%)と最も多く、次いで「企業の活性化」102事業所(17.6%)、「専門知識・技能を有する人材確保」73事業所(12.6%)となった。

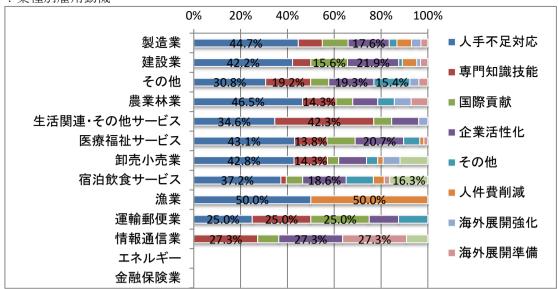


注1:複数回答(3つまで) 注2:「その他」の主な内容

・ 通常の求人に対する一般応募で採用

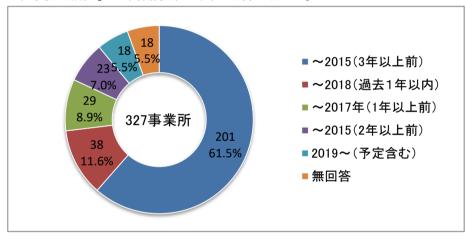
・ 専門学校や派遣会社からの紹介

注3:業種別雇用動機



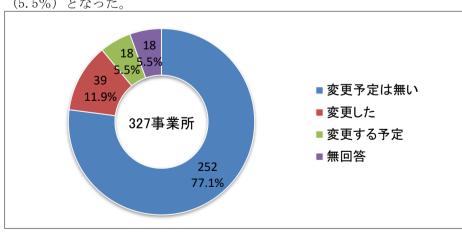
# 問2-5 雇用状況(雇用開始時期)

外国人労働者の雇用の開始時期については、「2015年より前(3年以上前)」が201事業所 (61.5%)と最も多く、次いで「2018年頃(過去1年以内)」38事業所(11.6%)、「2017年頃 (1年以上前)」29事業所(8.9%)の順となった。



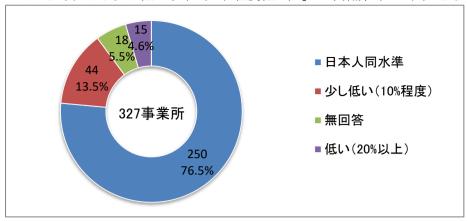
# 問2-6 雇用状況(雇用に伴う就業規則の変更)

外国人労働者の雇用に伴う就業規則の変更については、「変更予定はない」が252事業所 (77.1%)と最も多く、次いで「変更した」39事業所(11.9%)、「変更する予定」18事業所 (5.5%)となった。



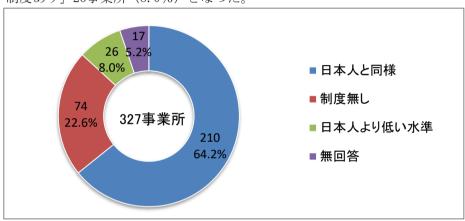
### 問2-7 雇用状況(給与水準)

外国人労働者の給与水準については、「日本人と同水準」が250事業所(76.5%)と最も多く、次いで「日本人より少し低い水準(10%程度低い)」44事業所(13.5%)となった。



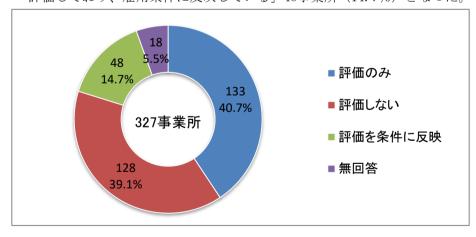
# 問2-8 雇用状況(昇給·昇進制度)

外国人労働者の昇給・昇進の制度については、「日本人労働者と同様」が210事業所(64.2%)と 最も多く、次いで「昇給・昇進の制度はない」74事業所(22.6%)、「日本人より低い水準ながら 制度あり」26事業所(8.0%)となった。



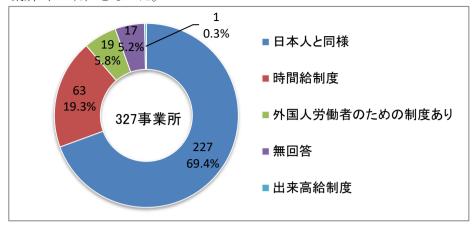
# 問2-9 雇用状況(職歴・学歴の評価)

外国人労働者の雇用に際しての職歴や学歴の評価については、「評価しているが、雇用条件に変更はない」が133事業所(40.7%)と最も多く、次いで「評価していない」128事業所(39.1%)、「評価しており、雇用条件に反映している」48事業所(14.7%)となった。



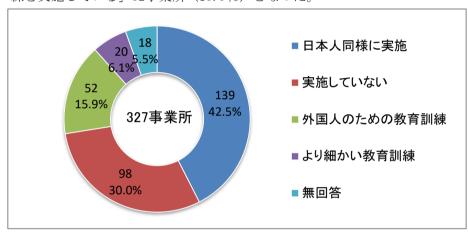
### 問 2-10 雇用状況 (賃金形態)

外国人労働者の賃金形態については、「日本人労働者と同様」が227事業所(69.4%)と最も多く、次いで「時間給制度による」63事業所(19.3%)、「外国人労働者のための制度がある」19事業所(5.8%)となった。



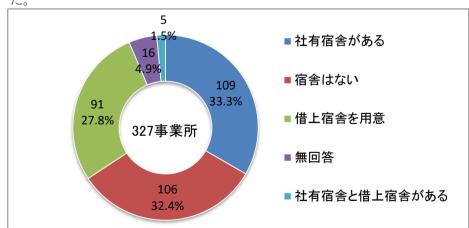
# 問2-11 雇用状況(教育訓練(日本語学習を除く)の実施)

外国人労働者の教育訓練の実施については、「日本人と同様に実施している」139事業所 (42.5%)と最も多く、次いで「実施していない」98事業所(30.0%)、「外国人のための教育訓練を実施している」52事業所(15.9%)となった。



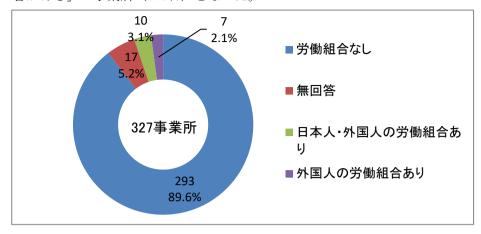
# 問2-12 雇用状況(宿舎)

外国人労働者の宿舎については、「社有宿舎がある」が109事業所 (33.3%) と最も多く、次いで「宿舎はない」106事業所 (32.4%) 、「借上の宿舎を用意している」91事業所 (27.8%) となった。



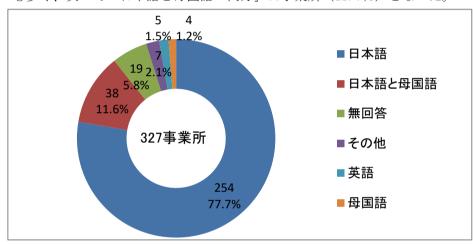
# 問 2-13 雇用状況 (労働組合)

外国人労働者の労働組合については、「労働組合はない」が293事業所(89.6%)と最も多く、次いで「日本人と外国人の労働組合がある」10事業所(3.1%)、「外国人労働者に特化した労働組合がある」7事業所(2.1%)となった。



# 問2-14 雇用状況(コミュニケーション)

外国人労働者と日本人労働者とのコミュニケーションは、「日本語」が254事業所(77.7%)と最も多く、次いで「日本語と母国語の両方」38事業所(11.6%)となった。



# 問2-15 雇用状況(その他、外国人労働者に係る待遇・制度等)

- ・ 歓送迎会等の社内行事の開催
- ・ 社内掲示物等の多言語化、翻訳機器の導入
- ・ 通訳者や専任スタッフ等の採用
- ・ 日本語検定合格者等の一定水準を満たす者に対する手当支給
- 買い出し等のサポート
- ・ 日本人と同様とし、不利益・不公平がないよう配慮

# 問2-16 雇用状況(外国人労働者からの不満)

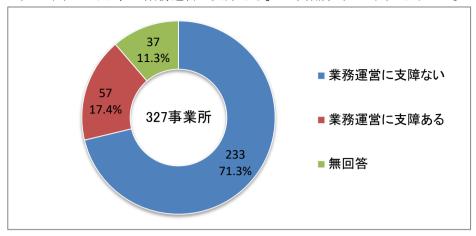
- ・ 指示や研修内容が早口で理解できない
- ・ 人間関係のトラブル
- もっと残業したいと言われたことがある
- ・ 日本の健康保険、年金、雇用保険の制度に関する理解不足(給与から天引きした際に給与が少ないと不満があった等)

# 問2-17 雇用状況(雇用によるメリット)

- ・ 若い労働者が増え活気が出てきた
- ・ 安定した人員確保
- 前向きな姿勢、仕事に対する意欲等から、周囲の意識も高まり、社内の活性化につながっている
- ・ 多様性を尊重する企業風土が醸成された
- 外国人観光客との意思疎通の改善

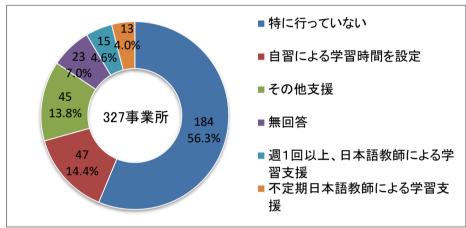
#### 日本語学習(日本語レベル) 問3-1

外国人労働者の就業時点の日本語レベルについては、「業務運営に支障ない」が233事業所 (71.3%) であり、「業務運営に支障ある」57事業所 (17.4%) となった。



### 問3-2 日本語学習(学習支援)

外国人労働者に対する日本語学習支援については、「特に行ってない」が184事業所(56.3%)と 最も多く、次いで「自習による日本語学習時間を設けている」47事業所(14.4%)、「その他の支 援を行っている」45事業所(13.8%)となった。



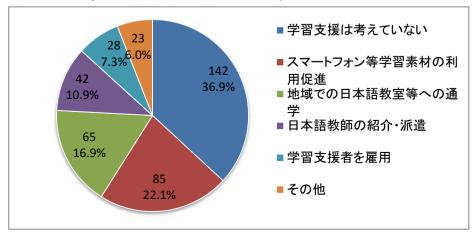
注1:表中「日本語教師」にはボランティアも含む。

注2:その他支援の主な内容

- 地域の日本語教室への参加案内
- 教材の配付又は貸与
- 0JTによる業務上の日本語訓練
- 社員による日本語指導
- 日本語教室への通学費用(交通費、受講料等)の補助

#### 問3-3

日本語学習(学習支援のために自社等で取り組みたい内容) 日本語学習支援について、自社又は監理団体を通じて取り組みたいことについては、「特に日本 語学習は考えていない」が142事業所(36.9%)と最も多く、次いで「スマートフォン等で学べる 日本語WEBコンテンツ等の学習素材の利用を進める」85事業所(22.1%)、「地域での日本語教室 等に通わせる」65事業所(16.9%)となった。



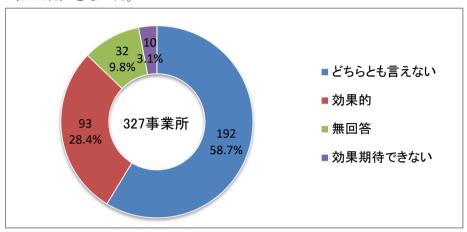
注1:複数回答(2つまで) 注2:「その他」の主な内容

外国語ができる自社スタッフを養成する。

- 特別な時間を持つのではなく、地域の人たちとの交流や日常の中で指導したい。 日本語を理解できている実習生等を通じて勉強してもらう。

# 問3-4

日本語学習(スマートフォン等を使った学習素材の効果) 日本語教室等を補う手段としてのスマートフォンやパソコンを使った学習素材の効果について は、「どちらとも言えない」が192事業所(58.7%)と最も多く、次いで「効果的」93事業所 (28.4%) となった。



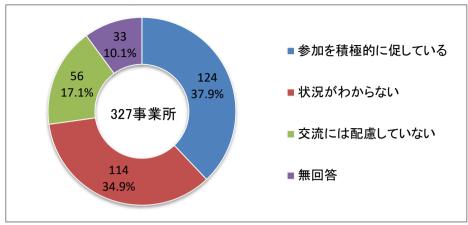
# 注1:「効果的」とした主な理由

- 時間や場所を気にせず学習に取り組める。 近隣に日本語教室等の施設がなくても学習できる。 実習生等が慣れない場所へ移動する必要がない。

# 注2:「効果が期待できない」とした主な理由

- ・ 意識しないと自ら日本語を学ばないし、習得の個人差が出る。
- 正確な発音の修得には不向き。
- ・ 端末を全ての人が持っているわけでなく、WiFi環境がないと難しい。

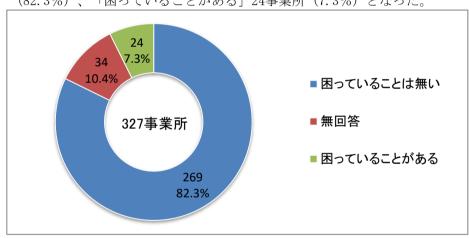
問4-1 地域との交流(地域住民との交流) 外国人労働者の地域住民との交流については、「参加を積極的に促している」が124事業所 (37.9%)と最も多く、次いで「地域住民との交流は当事者に任せているので状況はわからない」 114事業所(34.9%)、「外国人労働者の地域住民との交流に配慮していない」56事業所 (17.1%) となった。



## 注:地域住民との主な交流事例

- ・ 道路清掃などのボランティア活動への参加
- ・ 町内会等のイベント(盆踊り、運動会等)への参加
- ・ 地域の祭り見学や出店等への参加

問4-2 地域との交流(近隣地域での困りごと) 外国人労働者の近隣地域での困りごとについては、「困っていることは無い」269事業所 (82.3%)、「困っていることがある」24事業所(7.3%)となった。

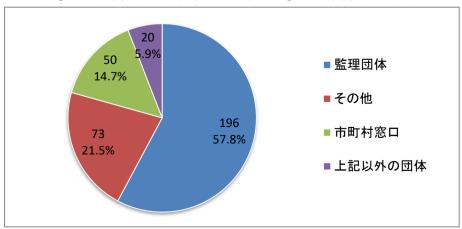


# 注:「困っていること」の主な内容

- ゴミの分別等の生活習慣
- ・ コミュニケーションの取り方

# 問4-3 地域との交流(問題発生時の相談先)

問題が発生した際の相談先については、「監理団体」が196事業所(57.8%)と最も多く、次いで 「その他」73事業所(21.5%)、「市町村窓口」50事業所(14.7%)となった。



注1:複数回答(2つまで)

注2:「上記以外の団体」の主な内容

警察署

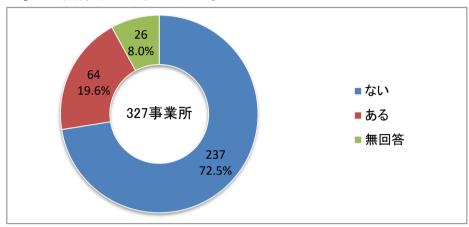
• 国際交流協会

注3:「その他」の主な内容

- ・ 顧問弁護士や社会保険労務士
- ・ 送出機関の日本事務所(日本駐在)
- ・ 他の受入企業
- 法人内担当部署

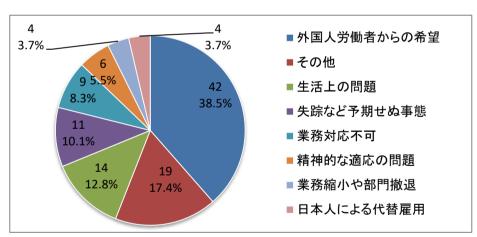
# 問5-1 継続雇用(継続雇用の取止め)

外国人労働者の継続雇用を止めたことがあるかについては、「ない」237事業所(72.5%)、「ある」64事業所(19.6%)となった。



# 問5-2 継続雇用(取止めの理由)

継続雇用を止めた理由については、「外国人労働者からの希望」が42事業所(38.5%)と最も多く、次いで「その他」19事業所(17.4%)、「業務に問題はなかったが、その他生活に関する問題」14事業所(12.8%)となった。

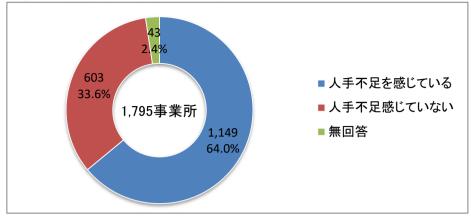


注1:複数回答(3つまで) 注2:「その他」の主な理由

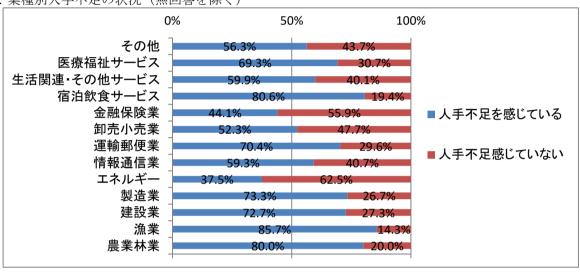
- ・ 契約 (実習) 期間/在留期間満了のため
- ・ 東日本大震災津波による被害のため
- ・ 経費が高い
- ・ 法改定により受入に必要な業務が増え、通常業務に影響したため

# 問6-1 外国人労働者の必要性(人手不足の状況)

人手不足を感じているかという問いには、「感じている」1.149事業所(64.0%)、「感じていな い」603事業所(33.6%)となった。

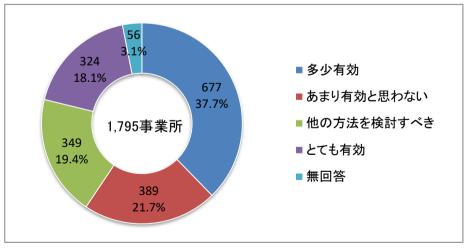


注:業種別人手不足の状況 (無回答を除く)

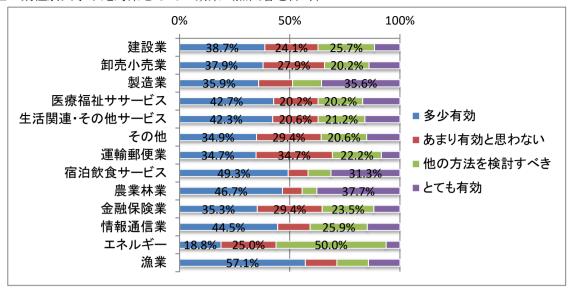


#### 問 6 - 2

**外国人労働者の必要性(人手不足対策としての効果)** 人手不足対策としての外国人労働者の受入については、「多少有効だと思う」が677事業所 (37.7%)と最も多く、次いで「あまり有効だと思わない」389事業所(21.7%)、「できれば 他の方法を検討すべきだと思う」349事業所(19.4%)となった。

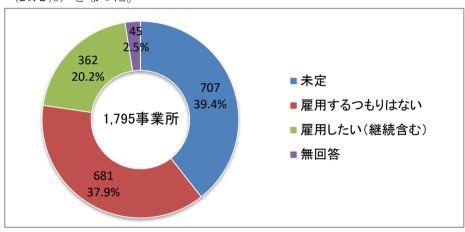


### 注:業種別人手不足対策としての効果 (無回答を除く)



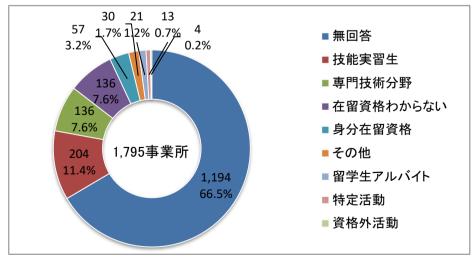
# 問6-3 外国人労働者の必要性(今後の雇用見込)

今後の外国人労働者の雇用の見込については、「未定」が707事業所(39.4%)と最も多く、次いで「雇用するつもりはない」681事業所(37.9%)、「雇用したい(継続も含む)」362事業所(20.2%)となった。



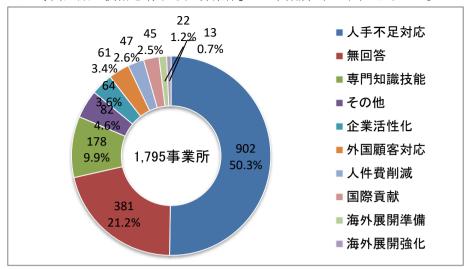
# 問6-4 外国人労働者の必要性(雇用したい労働者の在留資格)

事業所が雇用したい外国人労働者について在留資格別でみると、無回答を除き「技能実習生」が 204事業所(11.4%)、次いで「専門・技術分野」136事業所(7.6%)となった。



# 問6-5 外国人労働者の必要性(外国人労働者を受け入れる理由)

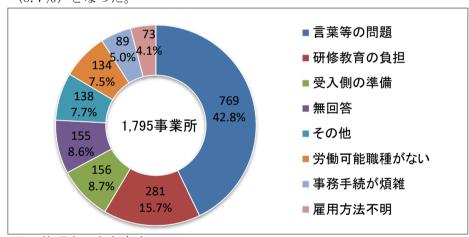
外国人労働者の受入理由としては、「人手不足に対応」が902事業所(50.3%)と最も多く、次いで「専門知識・技術を有する人材確保」178事業所(9.9%)となった。



注:「その他」には受入未定・雇用希望なしとする企業が含まれる。

# 問6-6 外国人労働者の必要性(雇用したくない理由)

外国人労働者を受け入れたくない、または受け入れづらい理由としては、「言葉の問題、コミュニケーションの問題」が769事業所(42.8%)と最も多く、次いで「研修や教育にかかる労力が大きい」281事業所(15.7%)、「住居や飲食物、宗教など受入側の準備の問題」156事業所(8.7%)となった。

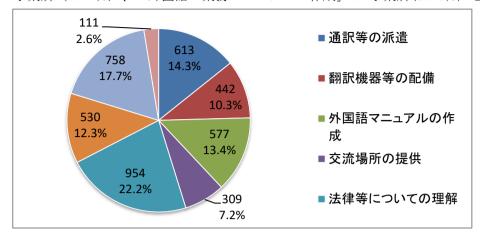


# 注:その他理由の主な内容

- 経費、コストがかかる
- ・ 雇用期間が短く、コストに合わない
- ・ 地元採用を優先するため
- ・ 専門の資格や法令の知識が必要となる業種のため
- トラブルが多いと聞いているため

# 問6-7 外国人労働者の必要性(受入に向けて事業所として優先的に取り組むべきと思われる事項)

事業所として優先的に取り組むべき事項としては、「言葉の問題に対応できる通訳などの派遣」が 613事業所(14.3%)、次いで「翻訳機やコミュニケーションのための機器(アプリ)の配備」 442事業所(10.3%)、「外国語の業務マニュアルの作成」 577事業所(13.4%)となった。



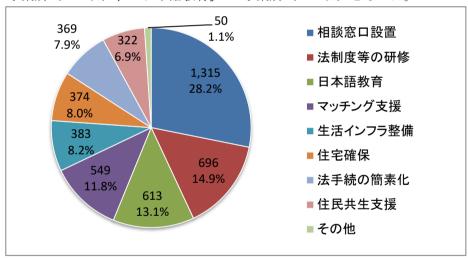
注1:複数回答(3つまで)

注2:「その他」には受入未定・雇用希望なしとする企業の回答が含まれる。その他の主な回答は 以下のとおり。

- 従業員の理解
- 日常生活の支援
- ・ 安心して働ける環境づくり

# 問6-8 外国人労働者の必要性(行政への要望等)

行政が優先的に取り組むべき事項としては、「事業所や外国人が困った時に相談できる総合相談窓口の設置」が1,315事業所(28.2%)と最も多く、次いで「法制度や労務管理についての研修」696事業所(14.9%)、「日本語教育」613事業所(13.1%)となった。



# 注:その他行政に対する要望事項等

- 地域性により外国人の研修や住居等の受入環境を整備するのに経費が掛かることから、補助や 助成制度等を検討してほしい。
- ・ 地域と外国人との交流 (コミュニケーション) の場が必要
- ・ 外国人労働者同士の交流の場があれば良い。情報交換のため、どこの地区にどういう外国人労働者がいるのか教えてほしい。
- 外国人労働者の受入体制を考える前に、日本人の労働者の労働環境や待遇を見直したほうが良い。